

公益財団法人南アルプス市スポーツ協会 費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、役員等の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する対象は、評議員、役員、名誉会長及び顧問とする。

(費用弁償の額)

第3条 評議員、役員、名誉会長及び顧問には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償額は、一日につき1,000円とする。ただし、遠隔地から諸会議等に出席するために特別の経費を必要とする場合には、南アルプス市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を準用して支給することができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。